

総務省 規制の事前評価書

(火災の調査に関する制度の整備)

所管部局課室名：消防庁予防課

電話：０３－５２５３－７５２３

評価年月日：平成２４年２月２９日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

近年、電気製品やガス製品等の不具合等が原因と考えられる火災が発生しており、その原因の調査のためには、当該製品の製造業者等に設計図等の関係資料の提出や報告書の提出等を求める必要があるが、現行消防法令ではこのような事例を想定しておらず、消防長又は消防署長が製造業者等に任意の要請を行うものの、製造業者等に拒否され、その結果火災原因を不明とせざるを得ない事例もあることから、火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造又は輸入をした者に対する火災調査権の整備を図る必要がある。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

火災の調査に関する制度の整備を行う。

【規制改正の内容】

消防長又は消防署長は、火災の原因を決定するために必要があるときは、火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造又は輸入した者に対して、必要な資料の提出を命じ、又は報告を求めることができることとする。

2 規制の費用

(1) 遵守費用について

消防長又は消防署長が、製造業者等に対し、必要な資料の提出を命じ、又は報告を求めた際に、製造業者等が必要な資料の提出、又は報告を行うための費用が発生するが、現行制度においても、火災の原因を決定するために必要があるときは、火災の原因である疑いがあると認められる製品の製造業者等に対して、設計図等の関係資料の提出や報告書の提出等の要請を、任意で行っているところであり、当該要請に応じている製造業者等については、新たな費用負担は限定的である。

(2) 行政費用について

製造業者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に

要する費用、及び消防長又は消防署長が、製造業者等に対し、必要な資料の提出を命じ、又は報告を求める際の事務費等が発生するが、現行制度においても設計図等の必要な資料の提出を任意で行っているところであることから、増加する行政費用は僅少である。

(3) その他の社会的費用

特段発生しない。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

火災の原因である疑いがあると認められる製品の製造業者等に対する火災調査権の整備を行うことで、火災原因調査が円滑に進み、火災の原因を特定し、原因に対する対策を講じることにより製品に起因する火災発生件数の抑制が期待されるなど、火災予防の実効性の向上に寄与するものである。

(2) 行政便益

火災原因調査が円滑に進むことで、火災の原因を特定し、原因に対する対策を講じることにより製品に起因する火災発生件数の抑制等がなされ、火災発生時に必要となる消防機関の活動の負担が軽減されると見込まれる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

火災の原因である疑いがあると認められる製品の製造業者等に対する火災調査権の整備を行うことによって、以後の火災予防の実効性の向上を大きく図ることができる一方、製造業者等に対する負担は必要な資料の提出又は報告を行うための費用に限定されていることから、今回の改正に伴う費用は便益に見合ったものであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右 東京大学名誉教授）において、製品火災に係る火災原因調査の充実方法について検討を行い、「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について（報告）が取りまとめられたところである。

今回の改正は、「予防行政のあり方に関する検討会」における検討内容を踏まえたものである。

6 レビューを行う時期又は条件

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。